



令和3年 (2021年) 9月16日(木)

No. 15497 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆行政不服審査制度と知的財産法(上) …… (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …… (9)

☆国際知財司法シンポジウム2021 …… (12)

行政不服審査制度と知的財産法(上)

立命館大学法学部

教授 田中 良弘

1. はじめに

本稿は、知的財産法に基づく処分についての審査請求に対する裁決を精査することにより、訴訟の対象となることの少ない知的財産法上の論点について示唆を得るとともに、知的財産法の分野における行政不服審査制度の役割について確認するものである。

もとより、知的財産法は、知的財産権に関する各種の処分について審査請求の制限規定を設けている。例えば、特許法195条の4は、「査定、取消決定若しくは審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書若しくは第120条の5第2項若しくは第134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為について

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所各員教授 元会計検査院第四局長 有川 博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>